

## 京都市における道路構造の技術的基準検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 京都市道路構造条例（仮称）（以下「条例」という。）を制定するにあたり、条例に定める技術的基準について検討することを目的とし、京都市における道路構造の技術的基準検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員は、市長が委嘱する学識経験を有する者及び関係団体から選任された者のほか、京都市職員をもって構成する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、京都市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、京都市建設局建設企画部監理検査課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。